

## 医業等の所得区分計算書(所得配分方式) 記載の手引

### 所得区分計算書の用途等

地方税法第72条の2第10項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる医業等(注1)を行う個人については、社会保険診療(注2)関係法令の規定に基づく治療の給付等について支払いを受けた金額は、総収入に算入せず、また、当該給付に係る経費については必要な経費に算入しないこととしています。

この所得区分計算書は、医業等に係る個人事業税の社会保険診療に係る所得を所得配分方式(注4)で計算する場合に作成(注3)し、関係書類を添付して提出していただく必要があります。

注1 医業等とは、医業、歯科医業、薬剤師業及びあん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業のことを言います。

注2 社会保険診療とは、地方税法第72条の23第3項に規定する社会保険診療のことを言います。

注3 所得配分方式とは、医業等に係る所得を社会保険診療の収入金額とそれ以外の医業等に係る収入金額で按分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法です。

注4 医業及び歯科医業で租税特別措置法第26条適用の方は、所得区分計算書を提出する必要はありません。

### 提出する書類

医師及び歯科医師で租税特別措置法第26条適用の方...所得税青色申告決算書(一般用)付表<医師及び歯科医師用>  
又は収支内訳書付表<医師及び歯科医師用>の写し

上記以外の方...所得区分計算書(所得配分方式)、社会保険診療収入と自由診療収入の内訳がわかる書類

### << 記載方法 >>

- 「社会保険診療収入」は、社会保険診療関係法別の規定に基づく医業等の給付について収入計上した次の金額を記載し、また、合計(ア)も記載してください。  
なお、社会保険診療関係法別の収入金額がわかる書類が添付されている場合は、内訳の記載を省略して合計(ア)のみ記載して差し支えありません。
  - (1) 保険者(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)からの収入金額
  - (2) 被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、初診料相当分含む。)
  - (3) 社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療助成対象者を含みます。)に代わって北海道等が支払った金額  
なお、社会保険診療報酬にかかる全部又は一部の公費負担は、社会保険診療報酬の範囲に含まれますが、社会保険診療報酬でないものの公費負担は、社会保険診療報酬の範囲に含まれません。
- 「自由診療収入」は、上記社会保険診療以外の医療等の給付について支払を受けるべき次の金額をいい、各収入の金額及び小計金額(イ)を記載してください。  
なお、自由診療収入の収入金額がわかる書類が添付されている場合は、内訳の記載を省略して合計(イ)のみ記載して差し支えありません。
  - (1) 労働者災害補償保険法等、業務上もしくは公務上の負傷・疾病に対する療養補償又は災害補償等としての医療等の給付について支払を受けるべき金額
  - (2) 自動車損害賠償責任保険、その他損害保険等の保険金に相当する部分の金額を医療費等として収入した金額
  - (3) 社会保険診療の対象とならない個人の傷病又はその予防に関する医療の給付について支払を受けるべき金額
  - (4) その他医業等に係る各収入金額
- 「医療等に付随する収入の内訳」は、医業等に附随する各収入の金額及び小計金額(ウ)を記載してください。
  - (1) 「電気・ガス等使用料収入」…患者や付添人等の便宜に資するための設備器具等の使用料収入
  - (2) 「衛生材料等販売収入」…患者や付添人等の便宜に資するための販売収入
  - (3) 「不用品売却収入」…医療廃棄物、古紙等の不用品の売却収入
  - (4) 「利子給付金・事務取扱手数料等」…所得税法第23条第1項及び第24条第1項に規定する利子、配当等に係る収入(法人税法第23条の規定により益金に算入されない部分の金額は含まない。)、公費負担に係る請求事務に対して、地方公共団体から支払われる手数料等
  - (5) 「その他の付随収入」…医業等に附随して生じる上記以外の収入
- 「医業等に係る収入金額に含めない収入」は、社会保険診療に係る所得の算定上、按分計算に含めない収入として取り扱うことから次の金額を記載してください。
  - (1) 「国又は地方公共団体からの補助金等」…医療事業に係る経費の補填の性格を有している国又は地方公共団体からの補助金収入、医療事業に係る事業用資産について収用等により交付を受けた補償金収入
  - (2) 「従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入」…従業員から経費の一部又は全部に相当する分として徴収している社宅、寮等の使用料及び食事代金等の収入金額  
従業員から徴収する収入金額が経費相当分(実費)を超えている場合、又は役員(役員報酬を受けるべき者)から徴収する場合の収入金額は、医療附随事業又はその他の事業等収入金額に含めます。
  - (3) 「仕入れ割戻額」…購入棚卸資産(医薬品等)に係る仕入れの割戻しの額として収入に計上した金額
  - (4) 「各種引当金・準備金戻入額」…益金として計上した各種引当金及び準備金の戻入額
  - (5) 「還付金等」…国税又は地方税に係る還付金等又は充当金の額(還付加算金除く。)

区 分		総 額	社会保険診療	自由診療等	備 考
医療等に係る収入金額	1	③ (①+②) 円	①(ア)の額 円	②(エ)の額 円	※「医療等に係る収入金額」には、「医療等に係る収入金額」に含めない収入を控除した金額を記載してください。 ※②の額が事業主控除以下の場合、「按分率」欄以下の記載は必要ありません。 ※④の数値は、小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを求めてください。 ※⑥及び⑨の額は、円未満を切り捨ててください。
按分率	2	1.0000	④ (①÷③)	0.	
青色申告特別控除前の所得金額	3	⑤ 円	⑥ (⑤×④) 円	⑦ (⑤-⑥) 円	
青色申告特別控除額	4				
所得税の所得金額 (3-4)	5				
青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額	6	⑧	⑨ (⑧×④)	(⑧-⑨)	

①は、「社会保健診療収入」の合計（ア）の額を転記してください。

②は、「自由診療収入」と「医療等に附随する収入」の合計（エ）の額を転記してください。

なお、②の額が事業主控除以下の場合、「按分率」欄以下の記載は必要ありません。

③は、①+②の額を記載してください。

④は、①を③で除した数値で、小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを記載してください。

ただし、第5位が0の場合は切り上げできません。（例1：0.987213 → 0.9873、例2：0.956409 → 0.9564）

⑥は、⑤の額に④の按分率を乗じた額で、円未満は正の数の場合は切り捨て、負の数の場合は切り上げてください。

⑦は、⑤-⑥の額を記載してください。

⑨は、⑧の額に④の按分率を乗じた額で、円未満は正の数の場合は切り捨て、負の数の場合は切り上げてください。

### ◀ 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分 ▶

区分	サービスの種類	社会保険	自由診療	
介護給付・予防給付	(予防)訪問介護 [ホームヘルプ]		○	
	(予防)訪問入浴介護		○	
	(予防)訪問看護	○		
	(予防)訪問リハビリテーション	○		
	(予防)居宅療養管理指導	○		
	(予防)通所介護 [デイサービス]		○	
	(予防)通所リハビリテーション [デイケア]	○(※)	○(※)	
	(予防)福祉用具貸与		○	
	(予防)短期入所生活介護		○	
	(予 防) 短期入所療養介護[介護老人保健施設][介護療養型医療施設等]	○(※)	○(※)	
	(予防) 特定施設入所者生活介護[介護療養型医療施設等]		○	
	サ型地域介護密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス		○
		夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護		○
	小規模多機能型居宅介護認知症対応型共同生活介護等		○	
居宅介護・介護予防サービス計画 [ケアプラン]			○	
サ施設介護	介護老人福祉施設により行われる介護福祉施設サービス [特別養護老人ホーム]		○	
	介護保健施設サービス[老人保健施設]	○(※)	○(※)	
	介護療養(医療)施設サービス[療養病床等]	○(※)	○(※)	

\* 平成17年の制度改正で利用者負担となった居住費・食費・滞在費、及び利用者の負担軽減のために支給される「特定入所者介護(予防)サービス費」は、自由診療収入です。

### ◀ 児童福祉法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく計上区分 ▶

区分	社会保険	自由診療等
児童福祉法	療養の給付、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、指定小児慢性特定疾病医療支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等左記以外
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	指定自立支援医療、指定療養介護医療	自立訓練・就労支援、ホームヘルプ等左記以外